

富士見市既存住宅耐震改修工事補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震による既存住宅の倒壊等の被害を防止し、地震に強い住宅の整備を促進するため、既存住宅の耐震改修工事を実施する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和55年規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 既存住宅 富士見市既存住宅耐震診断補助金交付要綱（平成28年告示第656号。以下「耐震診断補助要綱」という。）第2条第1号に規定する既存住宅をいう。
- (2) 耐震診断 耐震診断補助要綱第2条第2号に規定する耐震診断をいう。
- (3) 耐震診断者 耐震診断補助要綱第2条第3号に規定する耐震診断者をいう。
- (4) 耐震改修工事施工者 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に規定する建設業者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、既存住宅の耐震改修工事を耐震改修工事施工者に発注する者のうち、次の各号に掲げる住宅の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 戸建専用住宅及び戸建兼用住宅 市内に住所を有する者で、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。
 - ア 既存住宅に居住していること。
 - イ 既存住宅を所有している者又はその者の1親等以内の親族であること。
 - ウ 耐震診断補助要綱の規定による既存住宅の耐震診断の診断結果により耐震改修工事が必要とされる建築物であること。

エ 耐震改修工事の補強設計及び工事監理を耐震診断者が行うこと。

オ 市税（富士見市税条例（昭和32年条例第15号）第3条に掲げる税及び富士見市都市計画税条例（昭和46年条例第40号）第1条に規定する都市計画税をいう。以下同じ。）を滞納していないこと。

(2) 共同住宅及び長屋住宅 既存住宅を管理する管理組合法人（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。）第47条第2項に規定する管理組合法人をいう。以下この号において同じ。）を代表する者又は管理組合法人を置かない既存住宅にあつては、区分所有者（区分所有法第2条第2項に規定する区分所有者をいう。以下同じ。）を代表する者（既存住宅に居住している者に限る。）で、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

ア 全戸数（居住の用に供する全ての戸数をいう。）の半数以上に区分所有者又は当該区分所有者の1親等以内の親族である者が住所を有し、かつ、居住していること。

イ 耐震診断補助要綱の規定による既存住宅の耐震診断の診断結果により耐震改修工事が必要とされる建築物であると判定されているものであること。

ウ 木造建築以外の既存住宅の耐震設計については、第三者判定機関（富士見市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則（平成25年規則第32号）第1条に規定する第三者判定機関をいう。以下同じ）の判定を受けたものであること。

エ 耐震改修工事の補強設計及び工事監理を耐震診断者が行うこと。

2 前項の規定にかかわらず、耐震診断補助要綱の規定による補助金の交付を受けずに耐震診断を行った者で、市長が耐震診断補助要綱の規定に基づく耐震診断と同等以上の耐震診断結果であると認め、かつ、同項第1号アからオまで又は第2号アからエまでに掲げる要件を全て満たすものは、補助の対象とする。

3 建ぺい率及び容積率の制限に適合していない建築物を当該制限に適合する建築物に耐震改修工事と併せて改造する場合は、前項の規定を準用する。

（補助対象事業）

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、既存住宅における耐震改修工事の実施に関する事業とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、既存住宅の耐震改修工事に要する費用とする。ただし、共同住宅及び長屋住宅に係る補助対象経費にあつては、区分所有者に市税を滞納する者があるときは、その者が負担した耐震改修工事に要する費用の額を除くものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる住宅の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 戸建専用住宅及び戸建兼用住宅 補助対象経費に5分の4を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、100万円を限度とする。

(2) 共同住宅及び長屋住宅 次に掲げる金額のうちいずれか少ない方の額とし、2,500万円を限度とする。

ア 補助対象経費に100分の23（共同住宅のうち耐火建築物又は準耐火建築物であつて、延床面積が1,000㎡以上であり、かつ、地階を除く階数が3階以上であるものにあつては3分の1）を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）

イ 一戸当たりの基本単価を50万円とし、基本単価に戸数を乗じて得た額（既存住宅の区分所有者に市税を滞納する者がいるときは、その数を戸数から減じるものとする。）

(補助金等交付申請書の様式等)

第7条 規則第4条第1項の補助金等交付申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 規則第4条第1項第1号の事業計画書の様式は、様式第2号のとおりとする。

3 規則第4条第1項第2号の収支予算書の様式は、様式第3号のとおりとする。

4 規則第4条第1項第3号の市長が別に定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 付近見取図、配置図及び平面図

(2) 耐震改修設計図書（補強後の評価が分かるもの）

(3) 耐震改修工事費の見積書の写し（耐震改修工事とリフォーム等とを分けて記

載したもの)

- (4) 建築確認通知書の写し又は建築時期の分かるもの
- (5) 補助金の交付を受けようとする者又はその者の1親等以内の親族が所有していることを確認することができる書類
- (6) 既存住宅の所有者全員を確認することができる書類
- (7) 耐震改修工事の実施の決議がなされていることを確認することができる書類
(共同住宅又は長屋住宅の場合に限る。)
- (8) 建設業の許可証の写し
(事業内容の変更等の様式等)

第8条 規則第6条第1項第1号の規定による変更に係る申請の様式は、様式第4号のとおりとする。

2 規則第6条第1項第3号の規定による中止又は廃止に係る申請の様式は、様式第5号のとおりとする。

3 市長は、前2項の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査の上、承認の可否を決定し、第1項の規定による場合において決定したときは様式第6号により、前項の規定による場合において決定したときは様式第7号により当該申請者に通知するものとする。

(補助金等交付決定・却下通知書の様式)

第9条 規則第7条の補助金等交付決定・却下通知書の様式は、様式第8号のとおりとする。

(耐震改修工事の着手)

第10条 規則第7条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、規則第6条第2項の規定により付した条件に従い、耐震改修工事に着手したときは、様式第9号により市長に届け出なければならない。

(中間検査のための状況報告等)

第11条 補助事業者は、規則第11条の規定により、耐震改修工事における耐震改修部分について、次の各号に掲げる改修部分に応じ、当該各号に定める工程に達したときは、様式第10号により市長に報告しなければならない。

- (1) 基礎 配筋の施工

(2) 壁 筋交いの設置又は合板貼りの施工

- 2 市長は、前項の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る耐震改修工事が適切に行われていることを確認するための中間検査を行うものとする。
- 3 市長は、前項の中間検査を行った結果、耐震改修工事が適切に行われていないと認めるときは、規則第12条の規定により、補助事業者に当該耐震改修工事が適切に行われるよう命ずる。
- 4 補助事業者は、第2項の検査に先立ち、耐震改修工事が適切に行われていることを確認するため、当該耐震改修工事の補強設計及び工事監理を行う建築士に検査を行わせなければならない。

(補助事業等実績報告書の様式等)

第12条 規則第13条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、様式第11号のとおりとする。

- 2 前項の補助事業等実績報告書は、補助対象事業が完了した後（当該事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあつては当該承認を受けた後）30日以内に市長に提出しなければならない。
- 3 規則第13条第1項第1号の事業報告書の様式は、様式第12号のとおりとする。
- 4 規則第13条第1項第2号の収支決算書の様式は、様式第13号のとおりとする。
- 5 規則第13条第1項第3号の市長が別に定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 耐震改修工事精算内訳書
- (2) 耐震改修工事の領収書の写し
- (3) 工事完成図書
- (4) 耐震改修工事の内容が分かる工事状況写真及び工事監理報告書
- (5) 確認済証の写し（建築確認が必要な場合に限る。）

(補助金等確定通知書の様式)

第13条 規則第14条の補助金等確定通知書の様式は、様式第14号のとおりとする。

(補助金等交付請求書の様式)

第14条 規則第16条第2項の補助金等交付請求書の様式は、様式第15号のとおりとする。

(交付決定の取消しの様式)

第15条 規則第17条第3項の規定による取消通知の様式は、様式第16号のとおりとする。

(返還命令の様式)

第16条 規則第18条の規定による返還命令の様式は、様式第17号のとおりとする。